

# 日本医師会における厚生労働科学研究に係る利益相反ポリシー

## 1. 目的

公的研究である厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するためには、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）について適正に対応する必要がある。そのため、社団法人日本医師会（以下、「本会」という。）は、本会及び厚生労働科学研究の実施者（以下、「研究者」という。）の正当な権利を認めつつ、本会の社会的信頼を守り、適正な厚生労働科学研究を推進することを目的に「日本医師会における厚生労働科学研究に係る利益相反ポリシー」を策定する。

## 2. 利益相反の定義

厚生労働科学研究に係る利益相反とは、外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態をいう。公正かつ適正な判断が妨げられた状態としては、データの改ざん、特定企業の優遇、研究中止すべきであるのに継続する等の状態が考えられる。

## 3. 適用範囲

本会の役職員が研究者となり実施する厚生労働科学研究に適用する。

## 4. 利益相反の開示

開示対象及び開示すべき者の範囲を次のとおり設定する。

### （1）開示対象

経済的利益

知的財産権の取得、株式又は新株予約権の取得（未公開株を含む）、金銭収入（実施料収入、兼業報酬、寄付金等を含む）、借入、役務提供の受領等

経営関与による経済的利益

役員、顧問就任等

### （2）開示すべき人的範囲

研究者

研究者と生計を一にする配偶者及び一親等の者

その他、研究者の利益相反を審査し、利益相反の管理のための適切な措置について検討する委員会（利益相反管理委員会）が必要と判断した者

## 5. 実施手順等

実施手順等については、「日本医師会における厚生労働科学研究に係る利益相反管理規程」に定める。

## 附則

このポリシーは、平成22年2月16日から施行する。